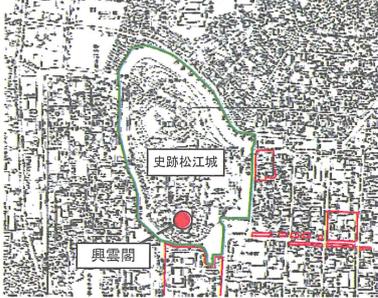


(2) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

①歴史的風致を形成している建造物の維持・向上（保存・修理事業）

i) 興雲閣解体修理・活用事業

事業名	興雲閣解体修理・活用事業
整備主体	松江市
事業期間	平成24年度～平成26年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、県補助(文化財)
事業位置	 <p>※緑線部分は史跡松江城エリア ※赤線部分は松江城(城跡)並びに松江城下町遺跡</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等	<p>興雲閣は城山公園内に整備された明治期の擬洋風建築(木造)の建物で、当初は明治天皇の行在所として整備され(行幸は実現せず)、1907年(明治40)皇太子嘉仁親王(大正天皇)の山陰行啓にあたって御宿泊所となり迎賓館としての役割を果たした。また、昭和天皇も同じく行啓の際の御宿泊所とされている。その後は展示会場としても使用され、現在は建物を保護しながら郷土館として郷土資料を収集・展示している。</p> <p>整行列が現在の形で行われるようになった契機は大正・昭和天皇御大典記念事業であり、関連の深い興雲閣(両天皇の御宿泊所)を解体修理することは、「往時の姿」を一層鮮やかに留めるとともに、整行列を中心とした松江の歴史を伝承・展示する施設としての機能を充実させることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである。</p>
事業概要	<p>老朽化の進んだ興雲閣の建物の修理・一部復原を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計(H24年度) ・解体修理工事(H25～H26年度)  <p>建物正面</p>  <p>2階廻廊</p>  <p>2階展示室</p>